

(様式1)

健長第5081号
令和2年3月25日

各市町村介護保険主管課長 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公印省略)

令和2年度地域密着型サービス外部評価の実施について (通知)

令和2年度地域密着型サービス外部評価の実施について、別紙のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとしますので、管内対象事業所への周知等御対応をお願いします。

介護サービス振興担当 三嶋 TEL : 055-223-1455

問1 地域密着型サービス外部評価実施回数軽減の要件に「過去に5年間継続して実施」とあるが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため令和元年度分の外部評価を延期した場合には、要件を満たしていないこととなるのか。

(答) 令和元年度分の外部評価を令和2年9月までに実施した場合には、令和2年度の回数軽減の対象とする。

問2 地域密着型サービス外部評価実施回数軽減の要件に「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」とあるが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため2～3月の開催を自粛した結果6回目を開催できなかった場合、要件を満たしていないこととなるのか。

(答) 過去1年間に運営推進会議が5回開催され、かつ、6回目の開催について「新型コロナウイルス感染拡大防止のため」未実施としたことを市町村において確認できた場合について、6回以上開催とみなすこととし、6回目の開催予定、過去の開催状況等を踏まえ、市町村において判断されたい。